

令和 4 年 9 月 定例教育委員会
議案説明資料

議案	2 件
計	2 件

番号	議案第24号	担当	教育総務部教育政策課
議案名	令和4年度松原市教育委員会表彰被表彰者の選定について		
	<p>令和4年11月3日に開催予定の松原市表彰式並びに松原市教育委員会表彰式において、松原市教育委員会が松原市の教育の振興に関し、功績顕著な者及び児童・生徒、園児として表彰に値する者として推薦を受けた被表彰候補者について、被表彰者として決定を行うものです。</p>		
説明			
施行期日等	※条例・規則等、施行期日等がある場合のみ記入。		

松原市教育委員会表彰実施要領

松原市教育委員会

第1 趣 旨

松原市の教育の振興に関し、功績顕著な者及び児童・生徒、園児として表彰に値する者に対する表彰（表彰状及び感謝状の贈呈）について必要な事項を定めるものとする。

第2 表彰の種類

表彰の種類は次のとおりとする。

1. 教育功労者表彰
2. 顕著な教育実績を挙げた者に対する表彰（教職員）
3. 優秀な調査研究に対する表彰（教職員）
4. 児童・生徒、園児個人及び団体表彰
5. その他の表彰

第3 表彰の対象及び基準

1. 教育功労者表彰は、次に掲げる者のいずれかに該当する者に対して行う。

(1) 松原市立学校園に勤務する府費負担教職員及び松原市教育委員会が任命権を有する職員を除く個人

ア 学校教育関係

学校教育の振興に関し、著しい功績を挙げた者で当該関係歴が5年以上の者

イ 社会教育関係

社会教育及び社会体育関係団体等の育成振興、社会教育施設の運営、文化財の保護、その他社会教育の普及振興に努め著しい功績を挙げた者で当該関係歴が5年以上又は松原市PTA協議会役員歴が通算3年以上である者

ウ 学校保健関係

学校保健の普及振興又は指導に尽力し、著しい功績を挙げた者で当該関係歴が5年以上である者

(2) 団体

ア 学校教育関係

学校教育関係団体で学校教育の普及振興に尽力し、著しい功績を挙げた者で当該関係歴が5年以上である者

イ 社会教育関係

社会教育、社会体育又は文化財保護の関係団体等でその企画運営又は活動の状況等が特に優秀であり、社会教育の普及振興に著しい功績を挙げた者で当該関係歴が5年以上である者

2. 顕著な教育実践を挙げた者に対する表彰は、松原市立学校園に勤務する教職員で平素における職務上の実績を総合的に評価して、その功績が抜群であり、かつ技能、人物素行等がすぐれ、10月31日現在において少なくとも10年以上職務に精励した教職員に対して行う。

ただし、

(1) 本表彰（従来の優良教員表彰を含む）受彰後満10年を経過した者は新たに表彰の対象としてもよい。

- (2) 次に掲げる事項のいずれかに該当する者を除く。
- ア 過去5年間に停職処分を受けた者
 - イ 過去3年間に減給処分を受けた者
 - ウ 過去2年間に戒告処分を受けた者
 - エ 過去1年間に訓告処分を受けた者
 - オ 休職中の者
3. 優秀な調査研究に対する表彰は、松原市立学校園に勤務する教職員個人又は教職員2名以上で構成される研究会等で累年にわたる調査及び研究の内容が極めて優秀でかつ有益な者に対して行う。
4. 児童・生徒、園児個人及び団体表彰については次に掲げる者について行う。
- (1) 特に表彰に値する社会的善行のあった者
 - (2) 学校園におけるクラブ活動等において顕著な実績を挙げた者
 - (3) 大阪府下の競技会等において優秀な成績を収めた者（3位以上）
(注 近畿大会6位、全国大会10位以上の者については市表彰)
5. その他の表彰については、教育委員会が特に認めるもの、及び校園長が特に必要と認め内申を受けた者について行う。

第4 表彰対象の基準日

1. 表彰の対象となる功績や関係歴の通算年数の基準日は10月31日とする。
2. 表彰の対象となる功績について同年度に市表彰と教育委員会表彰が重なる場合、市表彰を優先し、次年度に教育委員会表彰を行う。
3. 以前に教育委員会表彰を受けた者は、3年経過後表彰する。

第5 推薦機関

表 彰 の 種 類	表 彰 対 象 者	推 薦 機 関
教育功労者	1. 個人 (1) 学校教育関係 (2) 社会教育関係 (3) 学校保健関係 2. 団体 (1) 学校教育関係 (2) 社会教育関係	部 長
教職員 教育実践顕著 調査研究優秀（個人、団体）	市立校園教職員	校 園 長
児童・生徒、園児（個人、団体） 社会的善行 クラブ活動優秀 競技会成績優秀	市立小・中学校、幼稚園 の児童・生徒、園児	校 園 長

第6 表彰の手続き

1. 各部長及び各校園長は、第2に定める表彰を行うべき個人又は団体があると認めることは、第7の提出書類を教育長に提出するものとする。
2. 教育長は被推薦者がこの実施要領の基準等を満たすことを確認した上で、推薦者名簿を作成し、教育委員会へ提案する。
3. 教育委員会は、提案された推薦者名簿について、審議し、被表彰者を決定する。

第7 被表彰者死亡の場合の措置

1. 被表彰者と決定された者が表彰を受ける前に死亡したときは、その遺族に対して表彰状を贈るものとする。

第8 提出書類

1. 教育功労者表彰
 - (1) 個人
 - ア 推薦書（様式1）一覧表
 - イ 推薦理由書（様式2）個表
 - (2) 団体
 - ア 推薦書（様式3）一覧表
 - イ 推薦理由書（様式4）個表
2. 教育実践顕著なるものに対する表彰
 - ア 内申書（様式5）
 - イ 功績調書（様式6）
 - ウ 参考資料（必要ある場合）
3. 優秀調査研究に対する表彰（個人、団体）
 - ア 内申書（様式7又は様式8）
 - イ 調査研究物
4. 児童・生徒、園児表彰（個人、団体）
 - ア 推薦書（様式9又は様式10）
5. その他の表彰
その都度定める。

附 則

この要領は、平成9年6月20日から実施する。

附 則

この要領は、平成19年9月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成28年7月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成29年7月1日から実施する。

附 則

この要領は、令和元年9月1日から実施する。

附 則

この要領は、令和2年5月29日から実施する。

番号	議案第25号	担当	教育総務部文化財課
議案名	松原市指定有形文化財の指定について		
	松原市が所蔵する立部遺跡火葬墓出土須恵器藏骨器（壺・蓋）附火葬骨ほか火葬墓内遺物について、松原市文化財保護条例第6条第1項の規定に基づき、松原市指定有形文化財として指定するものです。		
説明			
施行期日等	※条例・規則等、施行期日等がある場合のみ記入。		



松文第133号
令和4年7月26日

松原市文化財保護審議会会長 殿

松原市教育委員会



松原市指定文化財指定候補について（諮問）

松原市文化財保護条例第6条第1項の規定により下記の文化財を指定したいので、別紙調書を添えて、同条例第6条第3項の規定により諮問します。

記

種類	名称	員数	所在地	所有者
有形文化財 美術工芸品 考古資料	立部遺跡出土須恵器藏 骨器（壺・蓋）附火葬 骨ほか藏骨器内遺物	一括	松原市阿保1丁目 1番1号	松原市



令和4年9月6日

松原市教育委員会 殿

松原市文化財保護審議会
会長 西田 孝司



松原市指定文化財の指定について（答申）

令和4年7月26日付け松文第133号で諮問のあった下記の文化財については、松原市文化財保護条例第6条第1項の規定により松原市指定文化財として指定することが適当であると認めます。

記

種類	名称	員数	所在地	所有者
有形文化財 美術工芸品 考古資料	立部遺跡火葬墓出土須恵器 藏骨器（壺・蓋）附 火葬骨ほか火葬墓内遺物	一括	松原市阿保1丁目 1番1号	松原市

松原市指定文化財の種別

大分類	中分類	小分類	事例	記号
有形文化財	建造物	建築物	社寺、城郭、住宅、公共施設	建
		工作物	橋梁、石塔、鳥居	建工
	美術工芸品	絵画	壁画、仏画、図像、垂迹画、障壁画、肖像画、大和絵、水墨画、障屏画、近世画、浮世絵、近代絵画（明治以降）、清朝画等中国・朝鮮等の絵画	絵
		彫刻	仏像、神像、肖像、伎楽面、舞楽面、行道面、能・狂言面、狛犬、宗教的な靈獸等の像、天蓋、彫像内に納められた納入品（絵画・彫刻・工芸品・文書類等）、中国・朝鮮等の彫刻	彫
	考古資料	工芸品	鏡像、御生体、懸仏、宝塔、舍利塔、密教法具、磬、柄香、炉、如意、念珠、水瓶、堂内具、厨子、笈、斧、鉾、鰐口、鉦鼓、鐘、灯籠等、古神宝類、神輿、扁額、座臥具、唐櫃、机、硯箱、飲食器、服飾、茶道具、楽器、輿車船舶、武具、刀剣	工
		書跡	名家筆跡、和歌、連歌懐紙、短冊、法帖、古筆手鑑、墨跡	書
		典籍	国書、漢籍、仏典、写経、洋本	
		古文書	古文書、個別文書、古記録、古日記、制札、絵図、系図、金石文、木簡	
		歴史資料	発掘の状況、出土品の概略及び所有権帰属等が明確なもの	考
			標本、絵図、和歌	歴
無形文化財	芸能関係		雅楽、能楽、歌舞伎、人形淨瑠璃、邦楽、邦踊、話芸	無
	工芸技術関係		陶芸、染織、漆芸、金工、木竹工、人形、手漉和紙、七宝、截金 その他の工芸技術	
民俗文化財	有形民俗文化財		衣服、器具、家屋、その他の物件 (だいがく、地車、唐箕、絵馬)	有民
	無形民俗文化財		衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、 民俗技術 (祭、音頭、おどり、獅子舞)	無民
記念物	史跡		貝づか、古墳、都城跡、城跡、旧宅、その他の遺跡 (墓)	史
	名勝		庭園、橋梁、峡谷、その他の名勝地	名
	天然記念物		動物、植物、地質鉱物	天

松原市所在指定登録文化財一覧

令和4年9月1日現在

国 登 錄 有 形 文 化 財

No.	種別	種別2	名 称	員数	所有者	所在地	指 定 年月日	備 考
1	建造物	建築物	中山家住宅 主屋・湯殿・寝部屋・寮・ 二階蔵・南玄蔵・炭蔵・綿蔵・ 北二階蔵・米蔵・瀬戸物蔵・ 本蔵及び裏門・長屋門・長屋・堀	14棟	個人	松原市別所 6-7-6	H16.3.2	文化2年(1805)／ 天保元年(1830) 増築／江戸後期／ 明治前期改造
2	建造物	建築物	田中家住宅 主屋・長屋門・土蔵・離れ・外塀	5棟	個人	松原市高見 の里3-9-21	H18.8.3	明治5年(1872)頃／ 昭和初期
3	建造物	建築物	田中家住宅 主屋・長屋門	2棟	個人	松原市南新 町1-7-33	H21.4.28	天保年間(1830-43)頃 ／文政年間(1818-29)
4	建造物	建築物	嶋田家住宅 大門・玄関書院・奥座敷・道具蔵	4棟	個人	松原市天美 東8-3-1	H26.10.7	明治20年(1887)／35 年(1902)／ 40年(1907)

大 阪 府 指 定 文 化 財

No.	種別	種別2	名 称	員数	所有者	所在地	指 定 年月日	備 考
1	記念物	植物	来迎寺のいぶき	1株	来迎寺	松原市丹 南3-1-22	S56.6.1	—
2	建造物	建築物	布忍神社本殿 附;木片(寛文3年銘)	1棟	布忍神社	松原市北新 町2-4-11	H14.1.29	江戸前期

松 原 市 指 定 文 化 財

No.	種別	種別2	名 称	員数	所有者	所在地	指 定 年月日	備 考
1	美術 工芸品	彫刻	大林寺 木造十一面觀音立像	1躯	大林寺	松原市北新 町1-10-5	H21.2.3	平安後期
2	美術 工芸品	歴史 資料	布忍神社 布忍八景扁額	6面	布忍神社	松原市北新 町2-4-11	H21.2.3	江戸中期
3	美術 工芸品	古文書	榮久寺 紙本墨書き教如上人消息	1点	榮久寺	松原市立部 1-4-8	H25.12.20	安土桃山 天正8年(1580)
4	美術 工芸品	彫刻	西方寺 木造阿弥陀如来立像	1躯	西方寺	松原市三宅 中5-11-16	H30.9.20	平安後期
5	美術 工芸品	彫刻	西方寺 木造阿弥陀如来立像	1躯	西方寺	松原市三宅 中5-11-16	H30.9.20	平安後期
6	美術 工芸品	彫刻	西方寺 木造十一面觀音立像	1躯	西方寺	松原市三宅 中5-11-16	H30.9.20	平安後期
7	美術 工芸品	絵画	来迎寺 紙本著色融通念佛縁起絵巻	2巻	来迎寺	松原市丹南 3-1-22	R3.6.15	室町時代 文亀2年(1502)
8	美術 工芸品	彫刻	来迎寺 木造阿弥陀如来立像	1躯	来迎寺	松原市丹南 3-1-22	R4.6.24	平安中期

○文化財保護法

発令：昭和25年5月30日法律第214号

最終改正：令和4年6月17日号外法律第68号

改正内容：令和4年6月17日号外法律第68号[令和4年6月17日]

(地方文化財保護審議会)

第190条 都道府県及び市町村（いざれも特定地方公共団体であるものを除く。）の教育委員会に、条例の定めるところにより、文化財に関して優れた識見を有する者により構成される地方文化財保護審議会を置くことができる。

3 地方文化財保護審議会は、都道府県又は市町村の教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、並びにこれらの事項について当該都道府県又は市町村の教育委員会に建議する。

4 地方文化財保護審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。

○松原市文化財保護条例

平成18年3月31日条例第9号

(指定)

第6条 委員会は、市の区域内に存する有形文化財（法第27条第1項の規定により重要文化財に指定されたもの及び府条例第7条第1項の規定により大阪府指定有形文化財に指定されたものを除く。）のうち、市にとって重要なものを松原市指定有形文化財（以下「市指定有形文化財」という。）に指定することができる。

2 前項の規定による指定をしようとするときは、委員会は、あらかじめ、指定しようとする有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者（以下これらの者を「所有者等」という。）の同意を得なければならない。ただし、所有者等が判明しないときは、この限りでない。

3 第1項の規定による指定をしようとするときは、委員会は、あらかじめ、第47条に規定する松原市文化財保護審議会に諮問しなければならない。

4 第1項の規定による指定は、その旨を告示するとともに、当該有形文化財の所有者等に通知して行うものとする。

5 第1項の規定による指定は、前項の規定による告示があった日からその効力を生ずる。

6 第1項の規定による指定をしたときは、委員会は、当該市指定有形文化財の所有者に指定書を交付しなければならない。

(設置)

第47条 法第190条第1項の規定により市の区域内に存する文化財の保護及び活用について、委員会の諮問に応じ、意見を述べるため、松原市文化財保護審議会（以下「審議会」という。）を設置する。